

障害者自立支援法の見直し等について

平成20年8月20日
全国市長会 社会文教委員長
(磐田市長) 鈴木 望

1 地域生活支援事業について

- (1) 地域ごとのサービス格差の解消やサービス利用者の公平性・継続性の確保。
- (2) 地域の実態を踏まえた十分な予算額の確保（超過負担の解消）。

2 施設整備に対する財政措置について

障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備に対する十分な財政措置。

3 報酬の見直しについて

- (1) 事業所の安定的な運営を確保。
- (2) 地域における利用者の公平性や利用実態を十分踏まえた対応。

4 自立支援法施行後3年目の見直しについて

- (1) 今後の制度変更については、地方の意見や実情を反映。
- (2) 国民の理解と信頼が得られるよう、内容周知の徹底に十分な準備期間の設定。
- (3) 制度変更に伴う経費やシステム改修経費等に対する十分な財政措置。
- (4) 国の都合による制度変更については、地方に負担転嫁することなく国の責任における万全の財政措置。